

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年(2026年)7月6日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

記

- 1 業務名 上下水道局本庁舎等特定建築物定期点検業務
- 2 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年10月30日まで
- 4 入札条件
 - (1) 地方自治施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始の申し立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申し立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。
 - (3) この公告の日から入札日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - (4) 審査基準日において、下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の業種区分「建築コンサルタント」に登録されており、かつ地域区分が「市内」であること。
 - (5) 本業務に必要な点検資格者(一級建築士)を直接雇用していること。
 - (6) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完

了し、入札参加資格を認められていること。

- (7) この公告の日から過去10年の間に同種・同規模の契約を締結し、誠実に履行した実績があること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 入札参加資格確認申請方法

入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり入札参加資格確認申請書(様式1)に、入札条件に挙げる(5)及び(7)の内容が確認できる書類を添付し、下関市上下水道事業管理者に提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送による。
- (2) 受付期間 令和8年7月10日(金)午後5時まで
- (3) 提出・問合せ先

下関市上下水道局総務課総務係(担当:山藤)
〒750-8525 下関市春日町7番32号
(電話番号)083-231-3121

6 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書(様式2)で令和8年7月13日(月)までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

7 質問の方法

本業務に関する質問は、下関市上下水道局総務課総務係にファクシミリにて提出すること。

(FAX番号)083-231-3122

質問の期限は、令和8年7月15日(水)午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに書面で回答する。

8 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和8年7月 6日（月）午前9時から

令和8年7月10日（金）午後5時まで

9 入札方法

(1) 入札書（様式3）を下記11(2)の入札場所に持参すること。

(2) 代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）を代理人に持参させなければならない。

(3) 入札会場への入場は、1入札者につき、1名までとする。

(4) 郵便による入札は認めない。

10 落札者の決定方法

(1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も低い金額を提示した者を落札者とする。なお、不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め3回までとする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年7月22日（水）午前11時00分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 3階 入札室

12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 現地確認

現地を確認する場合は、事前に下関市上下水道局総務課（TEL083-231-3121 下関市春日町7-32 担当：山藤）まで連絡の上、日時等を調整して行うこと。

14 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札又は誤字、脱字等があることにより意思表示が不明確である入札
- (4) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上した入札
- (6) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札資格参加の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (5) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなった場合又は指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

以上